

視覚障害者

※ 新設事項

太字変更・追加

重要



第1章 第3節 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目及び単位数等

(第1章第2節第2款第1の2 高等部学習指導要領97ページ)

各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 42～p 43】
2 各学校においては，教育課程の編成に当たって，次の表に掲げる各教科・科目及びそれぞれの標準単位数を踏まえ，生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし，生徒の実態等を考慮し， 特に必要がある場合には，標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。	- 今回の改訂では，必履修教科・科目の設定に関して，高等部生徒に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大(多様性)とのバランスに配慮し，各必履修教科・科目の単位数を原則として改訂前よりも増加させないこととした。 - 標準単位数よりも多く単位数を配当する場合に，標準単位数よりもどの程度多い単位数を配当するかについては，各教科・科目の目標，内容や指導上の配慮に応じ合理的とみられる範囲内で適切に定めることが必要である。この場合，<u>学校の方針により増加単位数を含めてすべての生徒に履修させることも，あるいは増加単位を一部の生徒に履修させることもあり得る。</u>

(第1章第2節第2款第1の3 高等部学習指導要領 98 ページ)

主として専門学科において開設される各教科・科目	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 42～p 43】
2 各学校においては，教育課程の編成に当たって，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の(1)及び(2)に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ，生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。	職業に関する各教科・科目については，①将来のスペシャリストの育成，②地域産業を担う人材の育成，③人間性豊かな職業人の育成という三つの観点に基づき，<u>社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観，技術の進展や環境，エネルギーへの配慮，食の安全，情報モラル・セキュリティ管理の重要性等，各種産業で求められる知識と技術，資質を身に付けさせる観点から，各教科の科目の構成や内容の改善を図っている。</u>

(第1章第2節第2款第1の4及び5 高等部学習指導要領100ページ)

学校設定科目及び学校設定教科	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 62～p 63】
4 学校においては，地域，学校及び生徒の実態，学科の特色等に応じ，特色ある教育課程の編	今回の改訂では，教育課程の編成・実施に当たっての配慮事項の一つとして，学校や生徒の実態等に応じて，必要がある場合には，義務教育段階

成に資するよう、上記 2 及び 3 の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という）を設けることができる。

での学習内容の確実な定着を図るようにすることを規定しており、その工夫の一つとして、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること（第 1 章第 2 節第 4 款の 3 (4)）が示されている。

- ・ また、ボランティア活動や就業体験など、学校外活動の単位認定を行うための学校設定教科・科目の開設も考えられる。

（第 1 章第 2 節第 2 款第 2 の 1 高等部学習指導要領 101 ページ）

各教科・科目の履修等	改訂のポイント, 補足・説明【説明会資料 p 62～p 63】
1 すべての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という）は次のとおりとし、その単位数は、この款の第 1 の 2 に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には「国語総合」については 3 単位又は 2 単位とし「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については 2 単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が 2 単位であるものを除く）についてはその単位数の一部を減じることができる。	・ 今回の改訂では、第 1 章第 2 節第 2 款第 2 の 1 のただし書きにおいて従前と同様に「<u>標準単位数が 2 単位であるものを除く</u>」としている。2 単位の必履修教科・科目は、必履修教科・科目の最低合計単位数を縮減し、各学校が実態に応じた教育課程を柔軟に編成できるようにするために設けられたものである。このため、当該 2 単位の科目を必履修教科・科目として履修する場合には、その単位数を更に減じて 1 単位とすることはできないこととされている。 ・ また、「<u>体育</u>」については、標準単位数が 7～8 単位とされており、各学校の特色に応じて、卒業までに 7 又は 8 単位を配当することとされている。このため、<u>7 単位未満に単位数を減じて配当することはできない</u>。
2 <u>総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、各学校において、学校や生徒の実態に応じて適切に定めるものとする。</u>	・ 従前は、特別支援学校における総合的な学習の時間の授業時数については、「卒業までに、各学校において、学校や生徒の実態に応じて、適切に定める」ことが規定されていたが、今回の改訂では、<u>すべての生徒に履修させることやその単位数を適切に定めることを明確に示した</u>。 ・ <u>原則として 3 単位を下回らないこと</u>が求められる。
3 職業教育を主とする学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、保健理療、印刷、理容・美容若しくはクリーニングの各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」（以下この項において「課題研究等」という。保健理療、属する「課題研究」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替	・ <u>3～6 単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を 2 単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間の単位数を 3 単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な学習の時間を履修させる単位数を 2 単位とすることができるという趣旨である。</u> ・ 第 1 章第 2 節第 2 款第 2 の 2 (3) は、「総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場

えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

合」においてのみ適用できる規定であり、総合的な学習の時間の目標を満たすものでなければ代替することはできない。具体的には、検定試験や資格取得を主目的とした学習活動などを行う中で、生徒が主体的に課題設定や学習計画の立案、成果のまとめや発表を行うことなく、単なるスキルの習得等を目指した学習活動については、総合的な学習の時間としてふさわしくないものと言える。

第2章 各教科

第1節 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(第2章第1節第1款及び第2款 高等部学習指導要領114ページ)

各教科の目標及び各科目の目標と内容	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 114】
1 各教科の目標及び各科目の目標と内容については、当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとする。	視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の各教科の目標及び各科目の目標及び内容並びに各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、従前より、高等学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。<u>ここで言う「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領に準ずるのみならず、生徒の障害の状態や特性等を十分考慮しなければならない。</u>
2 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずるほか、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとするが、生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。	<u>今回の改訂では、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項について、それぞれの学校に在籍する生徒の実態を考慮して見直しを行った。これらは、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科・科目全般にわたって特色があり、しかも基本的な配慮事項であるが、これらがそれぞれの学校における配慮事項のすべてではないことに留意する必要がある。</u>

1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(第2章第1節第2款の1(1) 高等部学習指導要領114ページ)

点字又は普通の文字に関する配慮	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 115】
(1) 生徒の視覚障害の状態等に応	小学部、中学部と視覚障害者である児童生徒に

じて、点字又は普通の文字による的確な理解と適切な表現の能力を一層養うこと。なお、点字を常用して学習する生徒に対しても、漢字・漢語の意味や構成等についての理解を一層促すため、適切な指導が行われるようにすること。

対する教育を行う特別支援学校で教育を受けてきた生徒の場合は、中学部の段階ですでに点字又は普通の文字の読み書きの基礎は、おおむね身に付けているといえることができる。したがって、高等部の段階では、こうした基礎の上に立って、さらに日本語を的確に理解したり、適切に表現したりする力を育成していくことが重要である。

- また、途中で視覚障害になった生徒については、現在の視力や視野等の状態、眼疾患の進行状態、学習の効率性、本人の希望や意欲等を考慮して、常用する文字を点字にするか、普通の文字にするかを決定しなければならない。なお、ここで、常用する文字とは、学習や読書等に際して通常用いる文字を指している。

- 点字を常用して学習する生徒に対する漢字・漢語の意味や構成等の指導は、小学部及び中学部における学習の基礎の上に立って、さらに日本語を正しく理解できるようにするために大切である。また、コンピュータ等の情報機器を活用する場合にも、ディスプレイ画面上の文章を音声化して理解するために漢字・漢語の理解が必要であるので、この点をも踏まえた指導が必要である。そして、生徒の学習状況等によっては六点漢字、八点漢字など点字による漢字表記について指導することも考えられる。

(第2章第1節第2款の1(2) 高等部学習指導要領114ページ)

視覚的なイメージを伴う事柄の指導考えられる。

- (2) 視覚的なイメージを伴わないと理解が困難な事柄については、言葉の意味や用法の指導等を行い、理解を促すようにすること。

改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 115】

- 視覚に障害のある生徒の中には、幼いころに視力を失ったために視覚的なイメージをもっていない生徒もいる。しかし、日常生活における会話や文学作品などを通して、「ぎらぎらと輝く太陽」などというように、視覚的なイメージを伴い、視覚以外の感覚では、その実態をとらえることが難しい表現に出会うことが度々ある。

- したがって、視覚に障害のある生徒に対して、視覚的なイメージを伴う事柄やそれを表現した言葉についても、視覚以外の感覚を活用したり、体験等を通して、その実態をできるだけ把握できるように工夫した指導をすることが大切である。

- また、これまでの経験や知識と関連付けて状況を丁寧に説明したり、視覚的なイメージを伴う言葉を文の中で特に取り出して、用法の指導を行ったりすることによって、視覚的なイメージを伴う事柄についての理解を促すようにすることが必要である。さらに、このような事柄について、自分

から調べたり、使ってみたりするなど積極的な態度を養うことも大切である。

(第2章第1節第2款の1(3) 高等部学習指導要領114ページ)

指導内容の精選等	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 115】
(3) 生徒の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。	- 天体の観察などのように、視覚による観察や確かめ、あるいは実験等を基礎として学習活動を展開する内容は少なくない。このような内容の指導に当たっては、生徒の視覚障害の状態等を的確に把握し、一人一人の生徒に即した指導内容を精選するとともに、模型を用いた観察やモデル実験等により、基礎的・基本的な事柄に重点を置いて具体的に指導し、本質的な内容や法則性の理解を促すようにすることが重要である。 - また、このような理解を基に、演繹的に推論することなどによって学習内容を深め、発展させることができるようにすることが大切である。さらに、指導の順序等を考慮したり、観察・実験等の内容や方法を工夫したりして、効果的な学習ができるようにすることや、観察等を行う観点や方法を生徒自身が身に付けて、他の学習場面に生かせるようにすることも大切である。

(第2章第1節第2款の1(4) 高等部学習指導要領114ページ)

コンピュータ等の活用	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 116】
(4) 触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、生徒が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。	- 外界から情報を入手する場合に、最も中心的な役割を果たすのは、視覚である。このため、視覚に障害があると、情報の入手が制約され、情報量が不足するという状況にもなりかねない。したがって、視覚に障害のある生徒の指導に当たっては、触覚教材や拡大教材、音声教材等の教材・教具を活用したり、指導方法を工夫したりすることによって、必要な情報量を入手できるよう配慮することが大切である。 - 弱視生徒に対する指導は、視覚の活用が中心となるが、弱視生徒の見え方は様々であり、視力のほかに、視野の広さ、色覚障害の有無、眼振やまぶしさの有無などの影響を受ける。そのため、指導の効果を高めるためには、一人一人に適した大きさの文字や図の拡大教材や各種の弱視レンズ、拡大読書器などの視覚補助具等を活用して見やすい環境を整えることが大切である。 - 特に、近年は、コンピュータ等の情報機器や障害の状態に応じた周辺機器、情報通信ネットワーク等を活用することによって、視覚障害者が視覚

	的な情報を容易に収集・発信できるようになってきたので、視覚に障害のある生徒がコンピュータ等の<u>情報機器などを十分に活用</u>して、効果的な学習ができるようにする必要がある。 また、<u>視覚以外の聴覚や触覚を効果的に活用できるようにすることも重要である</u>。聴覚や触覚は、視覚に比べると厳密な情報が得にくいので、大まかな観察やデータで法則性を<u>予測、推論</u>した後で、<u>詳しい資料を基に確かめてみる</u>というような学習方法を身に付けることも大切である。
--	--

(第2章第1節第2款の1(5) 高等部学習指導要領114ページ)

見通しをもった学習活動の展開	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 116】
(5) 生徒が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって積極的な学習活動を展開できるようにすること。	- 生徒が授業に積極的に参加するためには、授業が行われている教室や体育館、あるいは校庭等の場の状況と自分との<u>位置関係を十分に把握</u>できていることが必要である。 - また、<u>1単位時間の学習活動の過程において、今、取り組んでいる活動が授業全体のどのあたりに位置付いているかを生徒が理解できるようにすることも重要である</u>。しかし、視覚に障害のある生徒の場合は、このような状況の全体像を把握することが難しい。特に、<u>実習を伴う学習や体育の実技などにおいて、その傾向が顕著である</u>。 - このため、各教科・科目の指導においては、例えば、<u>どのように人がいてどう動いているのか、また、その中で自分の動きや位置はどのようなか、それが時間の経過とともにどう変化するかなど、視覚障害の状態に応じて空間的な位置関係や役割分担、さらには、学習展開の見通しや時間的な経過などが明確に理解できるように配慮したり、学習活動の特質に合わせて、地図や各種資料の効果的な活用が行われるように指導方法等を工夫したりすることによって、生徒が積極的、主体的に学習に取り組めるようにすることが大切である</u>。

第2節 理療

1 改訂の要点と教科の組織

今回の改訂においては、次のような基本的な考え方の下に、理療の教科・科目の見直しを行った。

① あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に必要な実践的な能力や態度を育成するとともに、専門性の向上を図るという観点から指導内容の見直しを行うこと。

② 職業人としての規範意識や倫理観，国際化や技術の進展，国民の健康の保持増進に対する意識や患者の権利意識の高まり，コンピュータ等情報機器の活用，情報モラル・セキュリティ管理の重要性など，理療の現場で求められる知識や技術，資質等を育成するため，科目の内容等の改善を図ること。

高等部学習指導要領の総則においては，「理療情報処理（保健理療情報処理）」の名称を「理療情報活用（保健理療情報活用）」に変更した。

2 教育課程の編成

「理療科」は，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校学校高等部の専攻科に設置されるものである。したがって，理療科の教育課程は，学校教育法及び高等部学習指導要領の専攻科に関する規定等を踏まえて編成することになる。また，あん摩マッサージ指圧師試験，はり師試験，きゅう師試験の受験資格取得の関係から，併せて「あん摩マツサー
ジ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律」（以下「あん摩等法」という。）に係る一連の法令に基づくことになるが，特に，あん摩等法を受けて規定されている「あん摩マツサー
ジ指圧師，はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（以下「認定規則」という。）に留意する必要がある。

3 教科の目標

大きく三つの事柄を示している。

① はり，きゅう，あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させること。

② 理療の本質と社会的な意義を理解させること。

理療が国民医療の一翼を担い，……医学の進歩に留意して，施術の改善や進歩を図ることができる能力と態度を育てることが大切である。

③ 国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する能力と態度を育てること。

4 各科目

〔医療と社会〕

内容

(1) 医学，医療及び理療の歴史

ア 西洋における医学，医療 イ 日本，中国，韓国等における医学，医療

(3) 理療の現状と課題

ア 現代の東洋医学 イ 理療の概念 ウ 諸外国の理療 エ 理療の課題
理療の教育においては，

① 理療が国民医療の一翼を担い，社会に貢献するものであることを理解させる。

② 理療は，現代医学的，科学的根拠に基づいた医療であることを理解させる。

中国や韓国をはじめとするアジアの国々あるいは欧米諸国の理療の現状などについても理解させる。

〔疾病の成り立ちと予防〕

目標

健康の保持増進，疾病の成り立ちと予防に関する基礎的な知識を習得させ，これを施術に応用する能力と態度を育てる。

今回の改訂では，健康の保持のみならず，積極的に増進を図ることを目標とした学習の必

要があることから、従前の「健康の保持」を「健康の保持増進」に改めた。

内容

- ・ 健康の概念について、疾病にかかっていないということにとどまらず、より高度な状態において健康であることの意義を理解させるとともに、食生活が健康の基盤であること、さらに、加工法や添加物が健康に与える影響についても指導する。←保持増進
- ・ 生活習慣病が急増している現状とその背景、課題などを理解させ、予防対策についても指導する。

〔保健医療情報活用〕

目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、保健医療の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

- ・ 社会における情報化は、近年ますます発展し、身近なものになってきている。そこで、この科目では、コンピュータ等情報機器の操作方法、情報処理に関する基礎的な知識や技術の習得を図り、情報を活用する能力を育てるとともに、保健医療の分野においても適切かつ実践的・主体的に活用していく能力と態度の育成をねらいとしている。

〔課題研究〕

この科目の目標は、どのように社会が変化しようとも自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を磨くことにある。そのため、生徒自らがテーマを設定し、計画を立て、調査や研究などを行い、結果を整理し、発表するものである。また、調査や研究などの過程において創意・工夫し、あるいは課題を解決して目標を達成する課題解決型の学習である。問題の解決を通して、生徒一人一人の個性を伸ばし、自信をもたせることは大切なことである。

内容の取扱い

- ・ 教師のかかわり方について
研究途中において、生徒の自主性を育てることが大切であるが、教師は放任にならず、また、逆に干渉し過ぎにならないような配慮が必要である。特に、次のような場合は、教師は積極的にかかわることが大切である。

(7) 生徒から相談をもちかけられたとき

(4) 進行が遅いとき

(9) 問題が大きくて生徒の力では解決するのが難しいと思われるとき

- ・ 評価について
研究の成果を整理し、発表する機会を設けるように努めることが大切である。その場合、分かりやすく発表することが大切である。そのためには、要旨を提出させ、発表会には、保護者、地域の関係者を招くなどにより、生徒に適度な緊張感とやる気を起こさせることが考えられる。

5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

地域やあん摩・マッサージ・指圧に関する施術所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

自立活動

1 健康の保持

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。

具体的指導内容例と留意点

- ・ 視覚障害のある幼児児童生徒については、発達の段階に応じて、眼の構造や働き、自己の視力や視野などの状態について十分な理解を図る。
- ・ 保有する視覚機能を維持するため、学習中の姿勢に留意したり、危険な場面での対処方法を学び視覚管理を適切に行うことができるように指導する。

2 心理的な安定

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。

具体的指導内容例と留意点

- ・ 視覚障害のある幼児児童生徒の場合、見えなかったり、見えにくかったりして周囲の状況を即座に把握することが難しいため、初めての環境や周囲の変化に対して、不安になることがある。

他の項目との関連例

- ・ 状況の説明を聞いたり、状況を把握するための時間を確保したり急激な変化を避けて徐々に環境に慣れたりすることが大切である。
- ・ 日頃から一定の場所に置かれている遊具など、移動する可能性の少ないものを目印にして行動したり、自ら必要な情報を得るために身近な人に対して的確な援助を依頼したりする力などを身に付けることが大切である。

視覚障害のある幼児児童生徒が、周囲の状況を理解し、状況の変化に対応していくためには、この項目の内容と「2 心理的な安定」、「3 人間関係の形成」、「4 環境の把握」の区分に示されている中から必要な項目を選定し、相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

3 人間関係の形成

(1) 他者との関わりの基礎に関すること。

他の項目との関連例

視覚障害のある幼児児童生徒の場合、相手の顔が見えない、あるいは見えにくいために、**他者とかかわりが消極的、受動的**になってしまう傾向が見られる。

このような場合、だれかが話し掛けてきた場面では、自分の顔を相手の声が聞こえてくる方向に向けるようにしたり、相手との距離を意識して声の大きさを調整したりするなどのコミュニケーションを図るための基本的な指導を行う。また、一緒に活動している友達や周囲の状況が変化した場合は、必要に応じて、近くにいる友達に援助を求めたり、他の友達のところへ連れて行ってもらったりするなどして、他者とかかわる機会を設けるようにするなど、積極的に他者とかかわろうとする態度や習慣を養うよう指導することが大切である。

したがって、視覚障害のある幼児児童生徒に対して他者との積極的なやりとりを促すには、この項目に加えて、「2 心理的な安定」や「6 コミュニケーション」等の区分に示されている各項目等を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが大切である。

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。

具体的指導内容例と留意点

視覚障害のある幼児児童生徒の場合、相手の表情を視覚的にとらえることが困難であるために、相手の意図や感情の変化を読み取ることが難しい。この場合、聴覚的な手掛かりである相手の声の抑揚や調子の変化などを的確に聞き分けて、話し相手の意図や感情を的確に把握するとともに、その場に応じて適切に行動することができる態度や習慣を養うことが大切である。

(4) 集団への参加の基礎に關すること。

具体的指導内容例と留意点

例えば、視覚障害のある幼児児童生徒の場合には、目で見ればすぐに分かるようなゲームのルールなどがとらえにくく、集団の中に入っていけないことがある。そこで、あらかじめ集団に参加するための手順やきまり、必要な情報を得るための質問の仕方などを指導して、積極的に参加できるようにする必要がある。

4 環境の把握

(1) 保有する感覚の活用に関すること。

具体的指導内容例と留意点

視覚障害のある幼児児童生徒の場合、全盲であれば聴覚や触覚を活用し、弱視であれば、保有する視覚を最大限に活用するとともにその他の感覚も十分に活用して、学習や日常生活に必要な情報を収集するための指導を行うことが重要である。

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。

具体的指導内容例と留意点

視覚に障害があり、小さい文字等が見えにくい場合には、拡大読書器や遠用・近用などの各種の弱視レンズなどの視覚補助具を効果的に活用することが有効である。また、実験や観察を行うに当たって、明るさの変化を音の変化に変える感光器を用いるなど視覚情報を聴覚や触覚で代行する機器を活用できるように指導することが大切である。

他の項目との関連例

弱視の児童生徒で、遠くの文字が見えにくかったり、本などを読むのに時間がかかったりする場合、遠用・近用などの各種の弱視レンズなどを使いこなすための指導を行うことが大切である。

例えば、動いているバスの行き先表示や時刻表、街頭の標識などの方向に素早くレンズを向け、細かなピント合わせをするよう発達の段階に応じて指導したり、表やグラフの読み取りのため、ルーペを速く正確に動かして数値などを把握する指導をしたりする必要がある。これらの指導は、緻密な作業を円滑に遂行する能力を高める指導と関連付けて行うことが大切である。

さらに、せっかくレンズなどの使用に習熟しても、思春期になると周囲の人から見られることを気にして使うことをためらうことがあるため、各種の弱視レンズなどを使ってよく見える体験を繰り返すことにより、低学年の段階から障害の受容を図り、障害による困難な状態を改善・克服する意欲を喚起する指導を行うことが大切である。

したがって、弱視の児童生徒が、保有する感覚を用いて各種の視覚補助具を活用したり、他の感覚や機器で代行したりするためには、この項目に加えて、「5 身体の動き」や「2 心理的な安定」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関

連付けて具体的な指導内容を設定することが大切である。

(4) 感覚を統合的に活用した周囲の状況の把握に関すること

具体的指導内容例と留意点

視覚に障害がある場合、白杖を用いて一人で市街を歩くときには、その前に、出発点から目的地までの道順を頭の中に描くことが重要である。歩き始めてからは、白杖や足下からの情報、周囲の音、太陽の位置、においなど様々な感覚を通して得られる情報を総合的に活用して、それらの情報と頭の中にある地図とを照らし合わせ、確かめながら歩くことが求められる。したがって、周囲の状況を把握し、それに基づいて的確に判断し行動できるよう指導することが極めて重要である。また、中学部・高等部の生徒の場合は、必要に応じて、携帯電話のナビゲーション機能などを利用して自分の位置と周囲の状況を把握させることも考えられる。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

具体的指導内容例と留意点

視覚障害のある幼児児童生徒の場合、触覚によって、対象物の形や大きさ、手触り、構造、機能等を観察したり、教室、建物、市街などの地理的な関係を理解したりする指導が必要となる。これらの指導に当たっては、幼児児童生徒がいろいろなものの的確なイメージや概念をもつことができるように、教材・教具等を工夫したり、環境の設定に配慮したりする必要がある。この場合、日常生活や学習においては、適切に認知したり、行動したりする際の手掛かりとして、形や大きさ、機能等の概念を的確に活用できるよう指導することが大切である。

5 身体の動き

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

具体的指導内容例と留意点

視覚に障害がある場合は、身体の動き等を模倣することを通して基本的な運動・動作を習得することが困難であることが多い。そこで、姿勢や身体の動きについて、教師の身体や模型などに直接接触させて確認させた後、幼児児童生徒が自分の身体を実際に使って、その姿勢や動きを繰り返し学習するとともに、その都度教師が適切な指示を与えることによって、正しい姿勢の保持や運動・動作を習得することが大切である。

(4) 身体の移動能力に関すること。

具体的指導内容例と留意点

視覚に障害がある場合には、発達の段階に応じて基本的な歩行技術の習得や援助を依頼する方法などを身に付け、白杖を有効に活用して一人で安全に目的地まで行けるように指導することが大切である。校内や室内の歩行においては、伝い歩きや介助歩行なども適切に行えるよう指導する必要がある。また、弱視の場合は、白杖だけでなく保有する視覚を活用したり、視覚補助具を適切に使ったりできる力を付けることも必要である。

6 コミュニケーション

(3) 言語の形成と活用に関すること。

具体的指導内容例と留意点

視覚に障害があり、点字を常用して学習する幼児児童生徒の場合には、視覚的に対象をとらえることが困難又は不可能である。このため、言葉の概念が音声言語だけの情報で成立し

やすく、事物や現象及び動作と言葉とを対応させて、確かなイメージに裏付けられた言葉として獲得することに困難があることも少なくない。そこで、教材・教具に工夫を加えるとともに、触覚や聴覚、あるいは保有する視覚を適切に活用して、言葉の意味を正しく理解し、活用することができるよう指導することが大切である。

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。

具体的指導内容例と留意点

視覚に障害がある場合には、点字キーボードでの入力や点字ディスプレイによる出力に慣れたり、拡大文字によるディスプレイ上での編集に習熟したりするなど、コンピュータを操作する技能の習得を図ることが大切である。また、普通の文字と点字とを相互変換したり、コンピュータの表示内容を音声で読み上げる機能を使ったりして文書処理ができるようにすることにより、コミュニケーションを図ることも重要である。進行性の眼疾患等で普通の文字を使用した学習が困難になった場合は、適切な時期に使用文字を点字に切り替える等、学習効率を考えた文字選択の配慮が必要である。

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

具体的指導内容例と留意点

視覚障害のある幼児児童生徒の場合、視覚的な情報の入手に困難があることから、場に応じた話題の選択や、部屋の広さや状況に応じた声の大きさの調節、話し方などに課題が見られることが少なくない。こうした場合、例えば、相手と握手することにより、体格や年齢などを推測して会話の糸口を見つけたり、相手の声や話の内容を注意深く聞くことによって、部屋の広さや相手の状況を的確に判断したり、相手との距離に応じて声の出し方を調節したりするなど、場や状況に応じた話し方を身に付ける指導を行う必要がある。

Q & A

Q 1 生徒指導要録の改訂はいつ？

A：文部科学省ワーキンググループが検討し、年度内に報告が出される。

Q 2 個別の指導計画は一人一人作成するのか？

A：一人一人の配慮を記入し、学級ごとの作成も考えられる。

Q 3 必履修教科・科目の履修に必要な学び直しや下学年下学部適応の場合、必ず必履修教科・科目を履修しなければならないのか？

A：必ず必履修教科・科目を履修しなければいけないことはない。

Q 4 人間関係の形成、コミュニケーション能力の向上などを目標に置いた、学校設定科目「キャリアステージ」を総合領域として位置づけることはよいのか？

A：キャリアステージを総合領域として位置づけることは差し支えない。

